

## 第9回荒瀬ダム撤去地域対策協議会

平成26年8月6日（水）10:00～12:00  
八代市坂本支所2階会議室

事務局)

皆様、よろしいでしょうか。

それでは定刻になりましたので、ただいまから、荒瀬ダム撤去地域対策協議会の第9回会議を開催いたします。

まず、開会にあたりまして、座長の村田副知事からごあいさつを申し上げます。

村田座長)

改めまして、おはようございます。

一同)

おはようございます。

村田座長)

荒瀬ダム撤去地域対策協議会ということで、毎回お時間をいただいております。ありがとうございます。それぞれお忙しい時間を調整してご参加いただいているものと思います。

ダム撤去の状況について少しお話ししたいと思いますが、御承知のとおり今年1月からダム本体の本格的な発破の取組みを行っています。先程、私も見てきましたけれども、きれいに右岸の2本の門柱が取れた状態であります。ここまでの作業の中でも漁協、それから河川管理者、その他関係の皆様のご理解あつての仕事の進捗だと思っております。大変感謝申し上げます。

本年度でございますが、いよいよ右岸側のみお筋部の撤去に入ります。そういう意味では大きな局面になります。この撤去が完了しますと、自然の流れが発生するということになります。そういう意味では本年度の工事は非常に大事な工事だと認識しております。引き続き工事の安全、それから河川環境への配慮、これを旨としながら、撤去作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、この協議会も今日で9回目となります。これまで消防水利、あるいは地域交通関係等様々な問題について御意見をいただきながら進めてまいりました。

徐々にではありますけれども、課題の解決に向けて一定の方向付けができたのではないかとはいえます。残された課題もございますので、引き続き、地元八代市とも協議を行いながら対応していきたいと思っております。

今日の会議でございますが、お手元の会議次第にございますように、ダムの撤去工事とそれからモニタリングの状況について御説明を申し上げて、御質問等があればお受けしたいと思います。

それから、ダム撤去に伴いこれまで話してきたこと、残された課題等についてさらに取組

状況を御説明したうえで御意見を賜りたいと思っております。引き続き、今回も含めて、八代市、あるいは地元の方々の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ですけれども、冒頭のごあいさつにさせていただきます。

事務局)

続きまして、事務局から本日の会議の進め方等について御説明させていただきます。本日司会を務めさせていただきます荒瀬ダム撤去室の田中と申します。よろしく願います。失礼ですが、着座にて説明させていただきますと思います。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。A4のクリップ止めの資料、それとA3の乗り合いタクシーのカラー版の資料がございます。まず、A4のクリップ止めの資料でございます。上の方から、まず会議次第でございます。その裏面が本日の配席図となっております。

続きまして、資料1になります。こちらの方は、荒瀬ダム撤去工事及び環境モニタリングの資料になります。これは後程パワーポイントで説明させていただく際の資料となります。

続きまして、資料2-1でございます。こちらは地域課題の取組み状況(部会関係等)についての資料になります。それから資料2-1の参考資料として参考資料Aという1枚紙で消防水利関係の対応箇所図を配布させていただいております。

続きまして、資料2-2は地域課題への取組状況、要望書への対応状況についての資料となりますが、八代市からいただいております要望内容への対応状況をまとめたものでございます。

また、その他に参考資料1と2を配布いたしております。まず参考資料1でございますが、こちらは前回協議会の後、個別検討部会を平成26年3月と6月の2回開催いたしております。そのときの議事録要旨になります。

次に参考資料2でございますが、こちらの方は、坂本村及び八代市から以前いただきました要望書をはじめ、その他関係資料を1冊にまとめたものとなります。なお、こちらの資料には前回協議会で御要望いただきました荒瀬ダム堰堤の交通量調査に関する資料を今回新たに追加いたしております。

それから、地域交通関係ということで、八代市の方にも資料を準備いただいております。A3版のカラー刷りの資料になります。

以上が配布資料になります。お手元の資料に不足等はございませんでしょうか。

続きまして、本日の出席者でございますが、今回は3名の委員に交代がございます。ここで御報告させていただきます。まず、鏡町漁業協同組合の橋本組合長の後任として、今回から御参加いただくことになりました山口組合長でございます。

山口委員)

山口です。よろしく願います。

事務局)

続きまして、住民代表の宮川委員の後任として、今回から御参加いただくことになりました中津道地域振興会会長の上田様でございます。

上田委員)

上田です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局)

どうぞよろしくお願ひいたします。また県の人事異動に伴いまして、今回から委員として参加させていただきます企業局長の古里でございます。

古里委員)

古里でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局)

なお、本日の出席者の御紹介につきましては、会議次第裏面の配席図をもちまして代えさせていただきますと思います。

続きまして、本日の進め方でございます。先程、村田副知事からお話がありましたが、会議次第をご覧ください。

議事の(1)でございます。まず、荒瀬ダム撤去工事及び環境モニタリングの状況につきまして御説明させていただきます。ここで一旦、御質問や御意見をお受けする時間を設ける予定でございます。

続きまして、議事の(2)でございます。ダム撤去に伴う地域課題の取組状況について御報告させていただきます。こちらにつきましても、改めて御質問、御意見の時間を取らせていただく予定としております。

全体で2時間の会議を予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。村田座長、よろしくお願ひいたします。

村田座長)

はい。それでは、今説明がありました手順に従いまして進めたいと思います。

まず、議事(1)荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について事務局の説明をお願いいたします。

事務局)

本日、説明をさせていただきます荒瀬ダム撤去室長の堀内と申します。座って説明させていただきますと思います。

それでは、前方のスクリーン上で御説明します。また、資料の方は別途、今説明がありま

したようにお手元にも配布しております。

それでは、荒瀬ダム本体撤去工事の全体計画、それから平成26年度工事の概要、荒瀬ダム本体撤去関連工事について、それから最後にモニタリング調査について説明させていただきます。

最初に、全体計画について説明させていただきます。画面は河川の下流から上流側を見ております。向かって左側が右岸で県道中津道八代線、右側が左岸で国道219号線となっております。

ダム本体撤去工事は、昨年度撤去手順の見直しを行っており、本年度は右岸みお筋部の撤去を進めてまいります。河川工事は、非出水期の11月から実施することとして、色分けのとおり、6段階、6ヵ年をかけて撤去する計画としております。

次に、本年度、平成26年工事の概要を御説明いたします。本年度の工事ですが、まず洪水吐ゲート第1から第3の3門については5月までに撤去が終わっております。昨年度と同様、分割・切断したゲートをクレーンで吊り上げ、管理橋上でトラックに積み込んで搬出いたしました。ゲートはスクラップとして売却処分をしております。左の写真で分かるように、全ての洪水吐ゲートの撤去が完了しております。

次に、②の門柱上部第1、第5の撤去です。これは、平成26年度の工事に予定していた内容ではありませんが、昨年度の倒壊発破成功を受けて、平成27年度に施工する門柱についても倒壊発破を考えております。第1、第5の門柱上部を本年度の出水期に前倒し施工することで、来年度の施工を順調に進めていきたいと考えております。

門柱上部の撤去工法ですが、出水期の施工となるため、撤去したコンクリート殻を河川内に落とすことができません。そこで、確実に施工できるよう、昨年度と同様、足場を組んでコンクリート切断工法と静的破砕工法で撤去いたします。切断したコンクリートブロックは、国道219号を通過して八代の中間処理場へ搬出する予定としております。

続いて、非出水期に行う右岸みお筋部の撤去でございます。現在は、河川中央部の水位低下装置を通過して水は流れておりますが、みお筋部撤去により、自然に流下する状況になります。

撤去手順を詳しく御説明いたします。河川工事は非出水期の11月から着手します。最初に工事用道路を設置します。本年度も川を横断する必要がありますので、青色で示す位置に仮橋をかけて工事用道路を設置します。その後、工事を行うための仮設ヤードの整備に入ります。ヤード整備に使用する土砂は、上流佐瀬野地区の砂礫を使用することとしております。ダム右岸からダンプアップにより搬入する予定です。

仮設ヤードが出来次第、本体の発破を行います。今年は右下図の赤で示す部分について、制御発破により撤去してまいります。本年度のみお筋部のコンクリート撤去量は約1万 $\text{m}^3$ となります。発破したコンクリート殻については、大きな塊は小割りを行いながら随時導水トンネルへ埋め戻す計画としております。今回、県道のダンプトラックの通行を極力減らすように、一部、取水口のゲートから直接導水トンネルへ埋め戻すように見直しを行っております。

工程上、2月中旬から上流みお筋部の残存物件の撤去を行う予定にしているため、ヤード

が狭くなり、取水口からの搬入が困難になります。この時期からは、県道を通り、導水トンネルへ搬入することになります。トンネル内の1日の埋戻し作業量を運搬することになりますので、小割りヤードにストックし、1日に通行させるダンプトラックの台数は延べ40台程度で、20日間程度の期間になると考えております。小割りヤードにストックしきれないコンクリート殻については、一部中間処理場へ搬出する予定としております。

コンクリート殻の運搬方法について、少し詳しく御説明します。12月から2月上旬の時期は、青矢印で示すように川が流れております。そのため、右岸側に大きく仮設ヤードを設置することが可能です。このヤードを利用して、発電時の取水口から直接投入するように計画しております。

イメージです。機械を使って取水口から投入します。これにより、ダンプトラックが県道を通行することなく、直接導水トンネルに投入することが可能になります。出来るだけこの方法で投入したいと考えております。

2月中旬からは、残存物の撤去に入ります。緑色で示す部分には、建設当時に残存させていた矢板等が現在残っております。これがその状況です。みお筋部撤去後は、川の流れが右岸側に切り替わるため、これを撤去しておく必要があります。撤去に入りますと、工事車両が通る幅を残して、仮設ヤードを撤去する必要がありますので、先程御説明した取水口から導水トンネルに直接投入することが困難になります。そのため、コンクリート殻は、黄色で示すルート、工事用道路を使って上流仮橋を渡り、県道を通って導水トンネルに運搬することになります。

導水トンネルの埋め戻しについてですが、先程も御説明した2つの方法で搬入されたコンクリート殻をトンネルの奥から順次埋め戻していきます。トンネル内は、Uターンしたり、工事車両が離合する箇所がないため、運搬車はバックでトンネル内部を運搬していくことになります。

作業に合わせて、コンクリート殻を取水口に投入することになるため、一部を小割りヤードにストックしながら、作業を進めることになります。ストックしきれないコンクリート殻については、一部、中間処理場へ搬出する予定にしております。8月からトンネル内の搬入路の造成を行う予定としております。

続きまして、仮設ヤード残存物の撤去等を行います。コンクリート殻の運搬で御説明したとおり、この作業は、一部、発破作業と並行して進めていこうと考えております。最後に、工事用道路を撤去して本年度の工事完了となります。

イメージですが、みお筋部の撤去により、このような川の流れになると思っております。本年度の工事は水中部のコンクリート撤去や河川を切り替えての工事になります。安全や環境に十分配慮し、工事を進めてまいります。

続いて、発破の実施については、12月以降に行います。基本的に日曜、祭日を除きます。発破時間はJRや車両通行の影響を考慮して、14時20分から14時50分の間、県道中津道八代線を通行止めし、14時30分の発破を予定しております。通行止めの回数は、15回程度を予定しております。国道の通行止めは行いません。

昨年度は、12時20分から12時40分の通行止め、12時30分に発破を行いまし

たが、本年度は少し時間を遅らせて実施いたします。これは、火薬類取締法の規制で、火薬の装填作業が当日の朝からの作業となっており、本年度は発破対象量が多いため、作業の関係上、14時30分での発破を考えております。

それから、2月の発破になると思いますが、1回の発破の量が少ない場合については、昨年度と同様、12時20分から12時40分の通行止めで、12時30分の発破を考えております。具体的な実施につきましては、事前に案内看板等でお知らせすることとしております。

次に交通安全対策です。主な交通誘導員の配置場所を図に示しておりますが、作業の内容に応じて、配置箇所や配置人数は異なることがあります。土砂やコンクリート殻の搬出など工程に応じて、必要な交通誘導員を要所に配置し、安全確保に務めてまいります。

続いて、環境対策です。土工事に伴う河川への濁り防止のため、濁水処理施設や汚濁防止膜、タイヤ洗浄機の設置、それから騒音対策として、写真のように国道219号線の路肩に防音壁を設置することとしております。

次に、荒瀬ダム本体撤去関連工事について説明させていただきます。ちょっと小さくて見にくいのですが、本年度の関連工事の実施箇所となっております。県の工事が赤で示す部分になります。

まず、佐瀬野で実施しております荒瀬ダム堆砂除去工事です。昨年度は泥土約1万 $\text{m}^3$ 、砂礫約2万5千 $\text{m}^3$ の土砂を撤去いたしました。本年度は、泥土は3千 $\text{m}^3$ 、砂礫は約2万 $\text{m}^3$ の除去を予定しております。搬出ルートは、上下流の工事進入路やダム本体撤去の工事用道路を使いながら搬出する予定としております。砂礫については、一部、ダム本体撤去の作業ヤードの仮設材に使用する予定です。佐瀬野地区の荒瀬ダム堆砂除去工事は、みお筋部撤去までに行うこととしておりましたので、本年度で完了する予定としております。上の写真が、昨年度の掘削の状況写真になります。下の写真が、現在の佐瀬野地区の状況です。

続きまして、県道中津道八代線の道路嵩上げ工事です。写真は、昨年度からの工事で嵩上げた下鎌瀬地区の状況になります。本年度は、その上流側の三坂地区の嵩上げ工事を引き続き実施する予定としております。

次に、県道と国道の路側構造物補強工事です。昨年度は、与奈久地区や葉木地区の工事を行っております。写真のように、水位低下後、擁壁下部の洗掘状況が確認できた箇所について、コンクリートによる根継工を実施しております。本年度も対策が必要と思われる箇所について実施する予定としております。

関連工事につきましては、施工業者が決まりましたら、改めて地元公民館で詳細な説明会を実施することとしております。

続きまして、モニタリング調査についてです。第2次水位低下により変化が起きた荒瀬ダム上流側の航空写真となります。特に水位低下後、第2流水回復区間で、砂州の出現や瀬の形成が見られている状況が確認できております。変化が大きい地点につきまして、航空写真と絵地図とを比較して、河川風景の変化を見ていただきたいと思います。

荒瀬ダム上流の佐瀬野地区の水位低下前の航空写真です。これが地元から提供していただいたダム建設前の絵地図になります。水位低下後の航空写真です。水位低下前の佐瀬野の写

真と比較しますと、このように地図にある小又瀬（こまたのせ）が現れていることがよく分かります。

次に、荒瀬ダム上流で23キロ400付近にあります小石（けし）の瀬になります。こちらは第1流水回復区間と第2流水回復区間との境界付近になります。その絵地図になります。これが水位低下後の航空写真です。水位低下前の写真と比較しますと、このように絵地図にある小石（けし）の瀬が現れていることが分かります。

本年度のモニタリングの調査箇所です。遥拝堰から瀬戸石ダムまでのモニタリングを本年度も引き続き実施していきます。

次に、本年度のモニタリングの調査項目になります。河川形状や底質、水質の調査、動植物の調査、工事関係につきましては、粉じん、騒音、振動の調査を行う予定としております。調査結果につきましては、学識経験者等で構成している荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で報告した後、ホームページに掲載してまいります。

これは、ダム下流から見た本年度末の3月のイメージになります。工事が予定どおり完成すれば、このような形になると予想しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

村田座長)

はい、ありがとうございます。本年度の工事とモニタリングについて今説明がございました。委員の皆様方、それぞれ何か御質問、御意見等ございましたら、お出しいただきたいと思えます。よろしいですか。

それでは、今の工事のことも含めて、後程また時間がございますので、何かあれば、そのときに出していただくことにします。とりあえず、進めるということで、議事（2）の今日の本題であります地域課題への取組状況について、説明を先に聞きたいと思えます。

事務局)

荒瀬ダム撤去室の田島と申します。着座にて、説明いたします。

まず初めに、前回協議会におきまして、ダム堰堤の交通量調査の結果報告をという御意見がありましたので、そちらについて説明をしたいと思います。

資料の方は、参考資料2の36ページをお願いします。よろしいでしょうか。交通量調査結果ということで、まず2つめの○（マル）です。調査日時が平成23年12月、24年5月、24年6月いずれも7時から19時までの12時間の交通量を調査しております。参考として記載しておりますけれども、神田工業が平成24年3月、5月、8月と段階的に閉鎖しており、ジャパンフードは、平成24年5月に閉鎖しています。調査区分につきましては、いずれもダム堰堤を通行する8ルート of 調査区分になっております。

調査結果を見ていただきますと、特徴的なことといたしまして、まず③のところですが、県道中津道八代線の坂本方面からダム堰堤を通過して、国道を人吉方面に抜けるというルート、こちらにつきましては、工場が稼働していたときには90台であったのが、工場閉鎖後は26台に減少しており、その下の④ですけれども、173台が31台に減っている状況があり

ます。また、⑧につきましても、177台あったのが26台に減っています。

この数値から考えられますことは、ダム堰堤の通行者の大半が両工場に通勤される方であったのではないかということが推測されるものと考えております。

続きまして、地域課題に移ります。資料2-1をお願いいたします。資料2-1の表紙、1ページをご覧ください。備考として付けておりますけれども、資料中に写真番号が出てまいります。こちらは1枚紙のカラーの参考資料Aの写真番号に対応しております。

次に、2つめの・(ポツ)ですけれども、これまでの取組みの中でアンダーラインを引いている箇所がありますが、こちらにつきましては、前回協議会後の新たな取組みということで、本日はこの新たな取組みと今後の予定を中心に説明を進めたいと思っております。

2ページをお願いいたします。これまでの取組みの最初のアンダーラインの箇所になります。工事用仮設道路、葉木橋下流の土砂取り用の仮設道路の存置につきまして、本年3月に消防水利に活用できるように整備をしております。

その次のアンダーラインの箇所になります。ダム上流部の道路嵩上げ工事箇所への既存階段の擦り付け等につきましては、工事を継続することとしており、こちらにつきましては、8月に完了予定となっております。

第8回協議会では、消防水利関係では特段の御意見はいただいておりません。

今後の取組みとして、工事用仮設道路につきましては、天端をコンクリートによる舗装を行うこととしております。また、ダム上流部の既存階段の擦りつけにつきましては、継続実施することとしております。

資料の8ページをご覧ください。8ページの写真が土砂取り用の仮設道路になります。今年度、天端をコンクリートで施工する予定としております。

9ページの写真がダム上流部の既存階段の擦りつけ箇所になります。これまでA-6、A-7と2カ所実施をしており、10ページではA-8.5ということで、今年度の工事での対応予定箇所になります。

続きまして11ページをお願いいたします。11ページから施設部会関係になります。まず、これまでの取組みとして、導水トンネル等につきましては、地元要望を踏まえ、本年2月から埋め戻しを実施しております。こちらにつきましては、ダム撤去後のコンクリート殻を充填材として再利用しております。

第8回協議会及びその後の部会での主な意見として、「かつてのボートハウスには災害時の避難所としての機能もあったため、水道を早期復旧してほしい」といった御意見をいただいており、今後の取組みとして、導水トンネルの埋め戻しについては、継続実施することとしております。ボートハウスにつきましては、施設そのものにつきましては、ダム撤去工事に伴う水位低下の状況を踏まえ、親水護岸的な視点も含めた活用策を引き続き、八代市で検討していただくこととしております。

また、御意見にありましたボートハウスの水道復旧につきましては、今年度みお筋を撤去いたしますと、地下水位が定まってくるものですから、その状況を見極めたうえで県・市で対応内容及び時期を協議したいと考えております。



続きまして、12ページをお願いいたします。地域交通関係になります。まず、最初に13ページに地図を付けておりますけれども、緑の所は道路嵩上げ箇所、赤く塗ってある所は道路改良区間になります。

12ページに戻っていただきまして、道路嵩上げダム～大門間につきましては、道路嵩上げに必要な護岸補強工事を3月に完了いたしております。もう1つの区間、松崎～藤本間につきましては、取得予定地のJR用地の買収を6月に完了いたしております。

道路改良関係につきましては、2つ目の・(ポツ)ですけれども、藤本工区が9筆、大門工区が23筆の合計32筆の取得を予定しており、これまでの用地取得率が5.3%、32筆の内訳としましては、買収済みが1筆、絶対反対が3筆、交渉継続が28筆という状況になっております。建物調査を発注いたしまして、現在、3件の建物調査を実施しているところです。

また、藤本工区では先程申し上げました1筆の用地買収完了後、延長120メートルの工事を施工中であり、こちらにつきましては、8月末に竣工予定となっております。

その次の○(マル)です。球磨川架橋につきましては引き続き、協議会で議論を継続することとしています。少し読み上げます。

地域の方々が「生活用の道路であり、生活の一部として、必要不可欠」として、架橋を希望されている状況は理解できるが、県として整備することはできない。県道の安全性・利便性を向上させるなど、地域交通全体で対応」としております。

一番下のアンダーラインになりますけれども、葉木橋左岸に堆積した土砂の洗掘に係る対策工を5月に完了しております。

前回、協議会でいただいた主な意見として、「ダム堰堤は半世紀にわたり、避難路や迂回路として大きな役割を果たしてきたなくてはならない橋であり、架橋実現に向けた検討を要望する」、また、「ダム建設当時の経緯や地域の利便性に支障をきたさないという前提もある中で、解決策を見いだせないか胸襟を開いて協議すべき」、「八代地域の他の事業を見ても10年、20年かかる事業は多い中であって、代替橋についても時間をかけて当たっていく問題であり、県との協議をさらに進めていく必要があると考える」といった御意見をいただいております。

今後の取組みといたしまして、まず、道路嵩上げダム～大門間では、本年度、平成26年度中の完了を目指し、現在、嵩上げ工事を継続しております。松崎～藤本間につきましては、来年度、平成27年度の嵩上げ工事着工を目指しまして、本年11月から、その前段に当たります護岸補強工事に着手する予定としております。

13ページに入ります。道路改良関係につきましては、藤本工区においては引き続き用地交渉を実施することとしており、現在の施工箇所から大門工区に向けまして、延長約90メートルの工事を10月頃に発注する予定としております。大門工区におきましても、引き続き用地交渉を実施することとしています。

球磨川架橋につきましては、引き続き、協議会で議論を継続する予定としております。

14ページをご覧ください。ダム～大門間の道路嵩上げの進捗状況ということで、工事着手前、現在の状況と完成予想図をつけております。

写真中央の現在の状況で、左側に擁壁がありますけれども、この高さまで道路が上がるといことになります。嵩上げ高としましては、平均で1メートル強を予定しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。その他の課題として、親水護岸的な河川への降り道という整理をしております。意見といたしまして、「葉木地区の斜路（ボートハウス下流の降り道）については、ボートハウスの活用策と切り離し、対応してほしい」、また、「ボートハウス～松川商店間に残る4箇所の旧県道跡を復元してほしい」、「ボートハウス近辺だけでなく、上流部の降り道について現地立会いを含めた対応をお願いしたい」といった御意見をいただいております。要望箇所について、地元委員との現地立会い、確認を7月に実施しております。

今後の予定として、葉木地区の斜路設置（ボートハウス下流の降り道）、旧県道跡の復元及び上流部の降り道については、関係者間で協議を進めたいと考えております。

16ページ、下段の写真がボートハウス下流の降り道の要望箇所になります。17ページから19ページにかけて、ダム上流部、鎌瀬地区での降り道の要望箇所の写真を掲載しております。

続きまして、20ページをお願いいたします。交通弱者対策ということで、いただきました意見として、「ダム堰堤が通行不能になったことに伴い、バスを使った代替輸送などの交通弱者対策を検討すべき」、「代替輸送案については、現行制度との違いをどのように打ち出すかなど運用面での難しい課題がある。委員提案のベースとなるため、現行制度の実態把握をお願いしたい」、「現行制度（乗合タクシー）の運用実態を分析し、それらの分析を踏まえ、制度を補強すべきかどうかという判断を市は行うべき」、「仮に、代替橋が実現するにしても長期を要するため、その間の交通弱者対策について市としての対策案を提案してほしい」といった御意見をいただいております。

今後の予定として、地域の交通政策に関わる課題でもあり、現行制度の運用実態や八代市の意向を踏まえ、課題解決に向けた手法等について、県・市で協議を継続したいと考えております。

地域課題に係る事務局の説明は以上で終わりますけれども、八代市から資料を準備いただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

#### 八代市企画政策課)

八代市企画政策課でございます。坂本町で実施をしております乗合タクシーにつきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

資料には、右肩に「八代市資料1」と書いてございますA3版のカラー刷りの4枚ものの資料と、それに引き続いてクリップで留めてあるかと思っておりますが、右肩に、「八代市資料2」と書いてございますA4の1枚ものがございます。そちらの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、A3カラー刷りの右側の方を見ていただきますと、時刻表の記載がございます。「系統」ということで、表があり、1番左が「系統」となっております。この坂本町では7系統の乗合タクシーを実施いたしております。

1ページをおめくりいただきまして、「坂本地域乗合タクシー路線図」ということで、坂本町全体の乗合タクシーの路線図をお示ししております。ポンチ絵になっており、少し見にくいかと思ひまして、その次のページをお開きいただきますと、荒瀬ダム左岸にあり国道219号、それと右岸になります県道中津道八代線を運行しております2つの路線の実態について、本日は説明をさせていただきたいと思ひます。

①の百済木坂本線でございますが、A3資料の3枚目に路線の地図をお示ししております。このA3の右側のところに、ナンバー1で、「坂本駅前線」と書いてございます。

それから2、3と番号が振ってございまして、これが乗降場の位置をお示したものでございまして、左側を見ていただきますと、「小川内」というバス停がございまして、ここと坂本駅を結ぶ路線でございます。まず、定期便といたしまして月曜から木曜まで。それと週末、土日と祝日につきましては予約便という形で運行をしております。

1ページをおめくりいただきますと、今度は右肩のほうに③「中津道～坂本線」と書いてあるかと思ひます。図面の一番上側に1で「坂本病院前」と書いてあるかと思ひます。こちらから球磨川に沿いまして、上流部に上がっていきますと、中津道八代線から上がっていきまして、21番の瀬戸石駅前線までを運行しております、こちらは月・水・金の予約便で1日1往復になってございます。上りが1本、下りが1本という形で運行をしているという状況でございます。

次に、資料2の方になりますけれども、「乗合タクシー利用者数」ということで、運行を開始しました平成23年度から25年度までの分を表として付けております。運行年度につきましては4月1日からではございませんで、10月締めとなっておりますので、御了承いただければと思ひます。

この表でいきますと、一番上の①「百済木～坂本線定期運行便」ということで書いてございます。こちらの方が、平成23年度、24年度、25年度記載のとおりでございまして、1万人を越える方、平成24年度につきましては、1万2千人の方にご利用をいただいているという状況でございます。

それと、真ん中あたりになりますけれども、③「中津道～坂本線」でございます。これが右岸側でございまして、月・水・金の予約便でございまして、2000人を越える方からご利用をいただいております。平成24年度には2800人を越える方からご利用いただいているというような状況でございます。表を見ていただきますと、予約便の中では、極めて多くの方からご利用いただいている予約便ではないかなと思っております。

以上、乗合タクシーの運行状況についての説明とさせていただきます。

村田座長)

はい。説明は以上ですね。ありがとうございました。

それでは、それぞれ委員の方々、関係する課題についての説明もあったと思ひます。委員の方々のそれぞれの御意見をどなたからでも結構ですので、出していただきたいと思います。

はい、元村委員。

元村委員)

親水護岸的な河川への降り道のことでお尋ねいたします。

資料の9ページなどの降り道について、企業局の担当の方と立ち会いをしたうえで、地元から「親水道路をこのように造っていただきたい」という要望をしたわけでございますけれども、そのことが写真に示されておりますが、今後、どのように取り組んでいくのか、整備していくのか、協議していくのか、今後の方向性についての御説明がありませんでしたので、教えて下さい。

村田座長)

事務局。

事務局)

まず、9ページの写真につきましては、今現在、途中で止まっているといたしますか、そういったところがありますので、9ページのA6、A7の箇所については、今年度の工事で河川へ降りやすくするように地元の元村委員などの御意見を伺いながら施工する予定としております。

もう一つおっしゃっていたのが、17ページ以降の写真になるかと思っておりますけれども、今回、新たな御要望ということで、河川への降り道という御要望をいただいております。こちらにつきましては、例えば、17ページの下段の写真でありますとか、あるいは18ページの上段の写真を見ていただきますと、現在、既存の降り道がありません。こちらにつきましては、当然河川管理者との協議というのが必要になってまいりますし、そもそも企業局が対応できるのかということも含めて、協議を進めながら、意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

村田座長)

どうぞ。

元村委員)

河川への親水道路につきましては、実は、私どもが旧坂本村の時代に、村民の方々の意見を集約しまして、このように「意見書」というのを作ったことがあるのです。平成15年です。その中の要望を見ますと、「ダム撤去したあかつきには河岸への親水道路を必ず整備してほしい」というような意見がございます。本当に球磨川を再生するということは、要するに、川への親しみを増していく、川に親しみを強めていくということになるわけですから、平成15年の時代にも「ダムを撤去したあかつきには、必ず河岸への親水道路を整備してほしい」というのが出ています。そういう意味でも、是非、今回私どもが企業局の担当者立ち会いのうえをお願いした部分については、是非設置していただきたいという思いがあります。

それともう一つは、そのときに出てくる話が、河川管理者がどう考えるのかという河川管理者のハードルの高さという問題が出てきます。ハードルの高さというのは、例えば、流水

を阻害するとか、流木の障害があるとか、その様な話が色々出てきて、いわゆる地元住民の強いお願いがありますけれども、ただ、その『河川管理者のハードル』というその一言のもとに困難だというような説明がございます。この辺は、むしろ、私どもの意見を直接聞いた、「なぜ、そういうのが必要か」ということを聞いていただいている担当者の方々、企業局の方々が、河川管理者に対しても進言していただくような、提言していただくような、そういう姿勢であっていただきたいと。そういうことをお願いしたいということを強く願っておきたいと思います。

村田座長)

どうぞ。

事務局)

元村さんがおっしゃっている根底には、国交省が定めております「球磨川水系河川整備基本方針」の精神があるのではなかろうかと思っておりますけれども、その中にもありますとおり、沿川自治体が策定する計画ですとか、そういったものを踏まえたうえで、それぞれの立場で、できること、できないこととというのがありますので、事務局としても、全く門戸を閉ざすということではなくて、できることについては、できる限りの対応をしていきたいと考えております。

元村委員)

もう1つ話を小さくしますが、例えば、私どもが取り付けをお願いしている親水道路に手すりを付けていただけないかという小さい要望、これは小さいというか、安全上は非常に大切な要望なのです。その手すりも河川管理者から見ると、上流からの流水を阻害する構築物になってしまうと。

そういったことで、手すり1つを付けるにしても、河川管理者の了解を得るのは困難だという話もございます。そういう小さな話についてもそうなのですが、要するに、そういう「縛り」といいますか、河川管理者がどう考えるかという、そういう「縛り」が非常に強いという印象を受けています。そういったところは、これはどこの仕事かということではなくて、やはり地元と同じ立場に立って、共通して考えていただくのであれば、地元住民の立場にもう1回立ち返っていただいて、安全や環境という問題については、これはまさしくどこの部署にとっても共通の問題だと思っておりますので、ひとつ地元住民のお願いというものを捉えていただきたいというふうに思います。

村田座長)

何かありますか。

事務局)

先程御説明申し上げましたように、環境面というのは大事な点だろうと思っております。

ただ、やはり河川の安全性というのが、優先される部分もあるのかなと思っておりますけれども、今、元村委員がおっしゃった件につきましては、個別に検討していく必要はあろうかと思えます。一方で、先程申し上げましたように、国が定めております「河川整備基本方針」の中では、自治体で立案する地域計画等と連携、調整を図るというくだりもございますので、自治体としてどう考えるのかという、その計画を定めていく必要があるのかなと考えております。そのうえで、河川管理者である国に対して、どの様な要望をしていくのかということが必要ではないのかと思っております。

元村委員)

もう1つ聞きます。

この前、個別検討部会の際にお願いしたのですが、大きなところの「縛り」からすると、今おっしゃったことだろうと思えます。ただ、具体的に地元が「ここをこうして下さい」という話をするとき、そのことを私どもは、どこに、誰の紹介でお願いすればいいのですかということなのです。例えば、私みたいな個人が国交省・河川管理者に言っても、それはダメなのです。やはり、地元の行政機関を通じて、地元の意見を反映させていただくという手順が必要なものですから、そういったところを是非理解していただきたい。

大きな「縛り」は分かります。それはそれで大切なことだと思いますけれども、その「縛り」によって、具体的な本当に小さい1つ1つのことだけれども、当地の人間にとってみれば非常に大事なことが、やはりそれで不可能といえますか、実現されないでいくと。それは非常に残念なことでありますので、是非、そこのところは、必要であれば地元の意見を何回も聞いていただいて、「私どもはどこに行け」という御指示をいただければやりますので、是非、地元住民と、それから地元行政と、企業局も含めてですけれども、是非、ひとつ前向きに連携していただきたいと思えます。

村田座長)

はい。

地元の方々からすれば、川をただ遠くから見ておくだけではしょうがないわけでしょうから、川と生活が一体になるということを旨としながらというお気持ちが非常に強いのだと思えます。

先程の河川管理者のうんぬんというのも、我々にとっては結構大きなハードルであるのは確かなので、今の元村委員の地元の意見を介しながら、我々も折衝をしていきたいと思えますが、その場面、場面に応じて工夫をしながら、また、御相談しながらやっていくようにしたいと思います。基本のところは、私どもも同じような気持ちで、企業局だけでなく、そのような気持ちでやっていくことにしたいと思いますので、折々、その場面、場面で御指摘いただければと思えます。その他いかがでしょう。

村田座長)

はい、森下委員。

森下委員)

私は2点だけお願いしたいと思います。

まず、1番目に代替橋についてですが、代替橋の必要性についてはこれまで何回も申しておりますので割愛します。県はダム建設時に、「ダムは橋の役割も果たします」ということを説明し、地元の理解を得た経緯があります。

また、第7回協議会の席で、「ダムは地元の足として重要な役割を果たしてきたことも聞いているし、現実に目の当たりにしている。その生活の足の必要性を否定しているわけではない。皆さんが大変不便を被っていることは認識している」という発言がありました。これだけの認識を持ちながら、なぜ、架橋ができないのか伺いたいと思います。

それからもう1点、川へ降りる斜路の件です。

いま、元村委員からもお話がありました。同じようなことですが、前回第8回協議会の席で私は、ボートハウスから松川商店の間に4カ所の川へ降りる道があったと、写真を提示して皆さんに話しましたが、水位が下がりました、今の県道から川へ降りる道というのは、松川商店近くの階段1カ所のみになってしまいました。

元々あった道路です。県道から川へ車で降りる道路がありました。斜路がありました。こういうのを是非復元していただきたいというのが願いです。

第3回協議会の中で、「一般に工事を行うとき、安全性とか、利便性を考えるとき、工事前より工事後の条件が悪くなるということはないと思いますが」という質問に対しまして、その時の回答は、「例えば、田んぼをつぶして道路を造るとき、田んぼへ降りる道路がなくなれば、降りる道を造ります」というような回答がございました。これとまったく同じじゃないかと思うのですが、元々県道から川へ降りる道があったのですから、これをどうして復元できないのかなという疑問を持ちます。

「球磨川水系河川整備基本方針」の「河川環境の整備と保全」の項では、「人と河川との豊かなふれあいの確保については、地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた球磨川の恵みを活かしつつ、川や自然とのふれあい、カヌー等の河川利用、環境学習の場の整備・保全を図る。その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮する」と書いてあります。

こういうこともありまして、是非、安心して川へ降りる、特に、私達の地域は高齢化が進んでおり、高齢化率が50%をもうすでに越えているところでございます。是非、こういう高齢者が安心して川に下りることができるよう配慮をしていただきたいと思います。

以上です。

村田座長)

2点質問がありましたので、事務局の方から教えてください。

事務局)

まず、代替橋の件ですけれども、以前からずいぶん議論されておりました、これまでの議論の繰り返しになるかとは思いますが、御了承いただきたいと思います。

代替橋を考えたときに、こういう事業をやる際に、まず、その事業の必要性というのがあるのだらうと思います。その「必要だ」という前提のうえで、「制度的に県として整備できるのかどうか」というのが更にある、仮に、「県として整備できるというのであれば、費用対効果はどうか、財源はどうか」というような流れで、事業を実施するに当たっては実現していくのかなと思っております。

先程お話がありましたように、「橋の必要性ということについては、県もそれは理解しております」と。では、制度上、県として整備できるのかどうかと考えたときに、これまで代替橋について整理し、ペーパーでお示したところですが、それでも、「企業局として代替橋の整備はできません」と。では、県道としてできるかと言ったときに、やはり地域内の道路ですので、県としては、広域的な観点から整備をするという前提があるのだと思います。そういう意味では「県道としての整備も難しいですね」と。では、農道、林道ではどうかと言ったときに、やはり農地はございませんし、林道としても、川に森林があるわけではありませんで、「そこは中々厳しいですね」ということで、これまでも申し上げてきたのかなと思っております。ですから、「必要性があるのに何故できないのか」という問いに対しては、「確かに必要性は理解はできますけれども、中々、制度上、県としての整備というのは難しいですね」という結論に至るのかなと思っております。

それから、斜路の件につきましては、これもこれまでの繰り返しになって申し訳ないのですが、斜路と、県道跡の復元を2つに分けて考えたときに、まず、斜路の整備について、親水護岸的な利用という意味での斜路ということであれば、やはりポートハウスをどう活用していくのかということ抜きにしては考えられないのだらうと思っております。今、八代市の方でこのポートハウスをどう活用していくかということを検討されておられますけれども、そういう中に今後の利用と合わせて、斜路をどのように整備するのかということを検討する必要があるのかなと思っております。

それと、県道跡の復元につきましては、斜路と絡むのかどうか、県道跡を復元し、再度、斜路を整備しようとしたときに、手戻りになることはないのだらうかということもあります。あるいは、河川管理上の問題ももちろんあるでしょう。仮に整備したとしたときには、その後の管理の問題もあるのだらうと思います。

現場を見てみますと、夏場だからということもあると思うのですが、草が生えて、通行できない状況でございます。仮にここを整備したときに、その後の管理をどうするのかという課題もあるかなと思っておりますので、そういった点も含めて、八代市と協議していきたいと考えております。以上です。

村田座長)

さらに、ご意見ありますか。

村田座長)

はい、松本委員。



松本委員)

ボートハウスの話が出たのですけれども、御存知のとおり、あその水道は出ない。また、球磨川に降りるにも斜路がないということで、そのためにまず、とりあえず斜路を造っていただけないかという要望が出ているわけですけれども、八代市としても、ボートハウスが使えるような状態になって、どうするか検討するという事なら分かると思いますが、今のままで「検討してくれ」と言われても、市としても、中々その活用法というのは見つからないのではないかと思います。できますれば、斜路なり、あるいは、球磨川に降りられるような何らかの方法を考えていただければと思います。そのうえで、八代市の方でどうするかということを検討してもらいたいというふうにすれば、何とかなるのではないかと。

個人的な意見ですが、そう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

村田座長)

若干、鶏と卵の論議になりそうですけれども、そこは市と県とで詰めながら、お互いの進捗も含めてどうするのか、協議を続けざるを得ないと思うので、今の御意見も含めながらですけれども、現実の問題として、特に、ボートハウスのことについては、先に進んでいない状況もあるので、引き続きということですので。

今の点について、市の方から何か御意見ございますか。

八代市 永原副市長)

今日は市長が来ることが出来ず、代理で出席させていただいております副市長でございます。

まず、代替橋についてお話がありましたけれども、私ども行政が造る場合、これを道路として造る場合、先程、事務局から話がありましたように、どういった仕組みで造るのかという議論については、県で造られようが、市で造ろうが、同じような議論になるのかなと思います。

今、我々がお願いしているのは、代替橋、つまりダム堰堤を道路として使っていたという現実を踏まえたうえでの要望ということです。

県は「造らない」とはっきり明言されておりますけれども、市民の皆様方が不便を被っているのは事実であり、今まで使っていたものが使えないという現状があるものですから、是非、門戸を閉ざさずに、協議を重ねていただければとお願ひをしたいと思います。

それから、ボートハウスについては、いま一番の課題は水が出ないということだと思います。「全体の使い方を考えろ」ということですが、当然それも必要なのですけれども、今、水さえ出ればいままでどおり、ボートを下ろして使うということは不可能ですけれども、他の使い方というのは、例えば今、避難所として指定をいたしておりますので、当然、今水が出ればすぐ、今でも避難所ですので、水が出ない状況では水をどこかから持ってくるというようなことも、当然、災害があったときはしないといけないことなのですが、まずは水の工面をしなきゃいけない。

先程、御発言の中に、今回の工事でみお筋が回復すれば、水位の状況が固まってくること

から、その状況を見てというお話がございました。ですから、今の状況の中で、地下水がどうなるのかということと県と一緒に見ていかなければいけないのかなと思っています。そのうえで、水が出ればすぐにでも開けられるわけですので、そのうえで、対策を練る必要があるのかなということです。

斜路につきましても、どの仕組みでやっていくのか、親水護岸という「親水」というスタンスなのか、それとも、「消防水利」のための斜路なのか。今、現状で斜路を色々造っていただいておりますけれども、それはやはり、現在のダム対策としてやっている。そこで、消防水利として使えるような仕組みを作っていただいております。

葉木地区については、確かに、この前、中津道地区で火事があったときに、やはり球磨川の水は絶対に必要なのだということをお我々も実感したわけですので、是非、何らかの対策をしなければいけないと思います。

そういう中で、この葉木地区の消防水利をどうするのだということです。その中で球磨川に降りる仕組みというのは是非必要だと思っております。ポートハウスとの一体的な考え方というお話が出ておりますけれども、できればまずは切り離して、当面は降りられる施設を早急にできないだろうか。

いま、葉木橋の上流の方に途中までの階段がございますけれども、それが一番下までいってないということもございます。階段ですので、中々、ポンプを抱えて下りるのも厳しいのかもしれませんが、まずはそのあたりからしておかないと。葉木に水を落とすという課題もありますので、その辺は早急に検討しなければいけないのかなと我々も思っておりますので、是非、その辺も県と一緒に話をさせていただければと思っております。

村田座長)

問題が鶏と卵みたいになったり、あるいはところてんのように、これを考えるにはこういうことを解決してという感じがありますので、ここは県と市の方で少し、今の状況をさらに再確認、あるいは、どういうところを押さえて、どういうスケジュールで取り組むのかということをお県と市の方で十分話をさせていただきたいと思っております。

八代平野土地改良区連合 中間事務局長)

いま、村田副知事の方からありましたように、森下さん、それから、県、市から御意見が出ましたので、私は、今日は坂田委員の代理で参りましたが、「少し発言してもらいたい」ということでございましたので申し上げます。

本年の2月7日の第8回会議の中で、坂田委員から代替橋について、このダムを撤去する際に、一番の前提として、撤去するということによって地域住民の皆様のご利便性に支障をきたさないようにという前提の中に、この作業が進められているという趣旨の発言がございました。

そのとき、県事務局からは、「協議会の委員の皆様からも、県、市、事務局、さらに精度を上げた協議を行えという御指示をいただいておりますので」という答えがございましたので、引き続き、今、村田副知事が言われましたように、具体的な協議を重ねていただい

て、より実行のあるものに、その目的に向けまして努力されますように重ねてお願いをしたいということでございます。

よろしく願いをしておきます。

村田座長)

その他、何か御意見ありますでしょうか。

はい。橋本委員。

橋本委員)

斜路の件ですけれども、河川管理者、国交省の見解が問題になっておりますけれども、この協議会の席で、決定権がない方だけでの話し合いでは結論がでませんので、私は提案として、こういう考えはどうかと思うのですが、この協議会の席に国交省の担当の方にも出席していただいて、その見解を、球磨川の河川管理上の色んな問題点、どこに問題があるのかということ、分かるような形で意見をいただけたらと思うのですが、こういう提案はいかがでございましょうか。

村田座長)

どうぞ、古里委員。

古里委員)

先程から、元村さんと森下さんの方から国の河川整備の基本方針の大きな話と大変小さい話があったと思います。どちらも私は否定するわけではないのですが、元村さんのお話としては、地元として個別の色んな降り道のお話があると、それは色んな状況、一つ一つのケースが違うと思います。ですから、河川整備基本方針という大きな方針の話の中では、中々そういうことはできないのではないかと思います。

あと1つ、球磨川の整備計画に絡めて、ボートハウスの話がありました。基本方針のキーポイントは、地元自治体として、地元地域として、この地域をどのようにもっていくのだというベース、地元の合意といいますか、そういうものが無いとやはり中々厳しいのではないかと考えています。

ですから、そこはしっかり時間をかけて、地元で皆さんの意見を集約して、「こういう形で自分達は球磨川に親しむ地域を作っていきたいのだ」ということを、しっかりアウトプットしていく、時間をかけてやる。それが大変重要ではないかと。他の地区では実際やっております。先程、元村さんから話がありましたように、「自分たちは、平成15年当時から球磨川再生、荒瀬ダム撤去は手段であって、目的ではないのだ」という視点を常に持つべきではないかなと思っております。

ですから、個別の話については、やはり私どもが具体的に話を聞いて、坂本支所も交え、話を聞いて、国に対して一つ一つのケースを丁寧にお話ししながらという2つのパターンがあるのではないかと考えております。

村田座長)

はい。早瀬委員。

早瀬委員)

はい。早瀬です。ボートハウスの件について、意見を述べたいと思います。部会を開いてもボートハウスについては、一向に進展しないですね。何なのかと思うのです。市の方から言われるのは、「避難所としての活用策がある」ということです。

水に親しむように降り道を造るという話もありますけども、ボートハウスを再現した場合、その他にどれだけの観光ルート、利用があるのか。この辺の将来展望が全然見えない。

いわゆるボートハウスというのは、利用者あってのボートハウスだろうと思いますけれども、避難所としての活用というのは、これは二の次だろうと思うのです。この辺がもう少し市も県も将来展望を踏まえてボートハウスの活用について、真剣に論議していただきたいと。

あるところの話がちょっと耳に入ったのですけれども、ボートハウスそのものが、球磨川全体として見た場合、場所が適当なのか、どうなのかという話を国交省のある担当者から聞いたことがあります。どうもそういう関係から、先へ進まないのかなというような気もしておりますので、是非もう少し胸襟を開いて前に進むような論議をしていただきたいと思いません。以上です。

村田座長)

今のは、何か答えがありますか。

事務局)

事務局として答えはないのですが、八代市の方からお聞きしているのは、ボートハウスについては、オーソライズされたものではありませんが、「球磨川と住民の暮らしを検証する場」としての活用を検討されているということは、聞いているところです。

それと、避難所としても活用できるので、井戸の復旧をお願いしたいという話は聞いております。井戸につきましては、先程から説明申し上げておりますように、今年度、みお筋を撤去すれば水位が決まると思いますので、それを踏まえたうえで、対応を市と協議をしていきたいと思っております。

市の方で何かありましたら、お願いします。

坂本委員)

八代市の企画振興部です。

ボートハウスについては、今の位置付けとしては、実は条例上はスポーツ施設として位置付けられています。なお、現段階では川の水位も低下していますので、現況でスポーツ施設として使うというのは、無理だろうという見解を市としても持っています。

ただ、それを今後どのように使うかということで、今それぞれ各部署から提案を募集しているのですけれども、中々具体的にこういった使い方をという案は出てきていない状態です。

ただ、先程、副市長が申しあげましたように、水についてはまず一番、先決だろうと考えています。トイレとか水道とか、施設を利用する場合、スポーツ施設としては使えないけれども、何かの館として他の用途として使うということであれば、当然必然的にトイレそれから水道については、必要最小限の設備だろうということは、地元としては思っているのですけれども、中々、今の段階で具体的にポートハウスの使い道について、市として結論が出るという状態ではありませんので、是非ここはもう少し時間をいただいて、市としても検討していきたいと考えております。以上です。

村田座長)

今の早瀬委員からの御指摘は、もう少し先に進むべくやれということでしょう。

ただ、私の感想ですけれども、先程、ところてん、あるいは鶏と卵という言い方をしましたけれども、1つのことが進まないというのは、ある意味ちょっと妙な具合があります。

そこら辺は少し県と市、もう少し話をしながら並行するような作業も考えていかないと、今のような御意見はもつとな御意見だと思しますので、そこはまた協力してやらせていただきたいと思しますので、そういう形で今日の御意見として受け止めさせていただきます。

その他ありませんでしょうか。はい、藁田委員。

藁田委員)

藁田でございます。先程、森下委員からも出ましたけれども、代替橋の件でお尋ねしたいと思えます。

先程の森下委員への回答としてあったかと思えますけれども、県として広域性等を考えると、整備することはできないということであったかと思えます。広域性というのは、この橋の関係で言えば、この長さ位の橋では出来ないということなのですか。

それとも、坂本地区だけを考えると出来ないということなのですか。距離間とはどういうことなのでしょうか。そこら辺りがちょっと分からないものですから、中々納得できない部分があるのです。

村田座長)

事務局。

事務局)

一番分かりやすい例としまして、道路法という道路について定めている法律がございますけれども、その道路法の中で県道というものがどういうものかという定めがあります。

その中の一つとして、2以上の市町村を經由する幹線という表現もあります。それと、市町村道とは何かと言ったときに、市町村道というのは、市町村の区域内にある道路という定義があります。

今回、お話しされている代替橋については、この地域内の川を渡る橋ですので、そういっ

た意味では、「県道としての整備は難しいでしょう」ということをこれまでお話ししているところでございます。

藁田委員)

ということは、そういう橋が必ず必要だという場合には、各自治体間の境界線辺りでないとダメだということでしょうか。

事務局)

自治体間の境界線というより、先程申し上げましたように、二つの市町村を結ぶような道路とか、あるいはその主要な駅とを結ぶような道路とか、そういったものが県道というふうに定義されております。

藁田委員)

では、県道ではないということですね。

事務局)

県道ではないというより、県道としての整備は難しいですということを、これまでお話ししているところでございます。

藁田委員)

その中で、「引き続き協議会で議論を進めましょう」と、ありますけれども、今言われたことは、協議会としての決定、結論ということでしょうか。

結論としたうえで、協議会でまた議論を進めましょうと、これは座長がこれまで最後の詰めといいますか、結論として、こういう形でまだ進めましょうということやってきているわけですが、そこら辺りがどうなるのか、見通しが私自身も中々分からないものから。

結論としてまだ決まってないということであれば、その結論を目指して、色々まだ何かあるのではなからうかということで御尽力いただければと思うわけです。

第4回協議会で、「対応困難」という言葉が出てきてから、話が止まったような形になっております。是非、そういうことも含めて、まだ決まらないのだと、まだどうにか動くことがあるというようなことで、協議会で進めてほしいのですけれども、いかがなものでしょうか。

古里委員)

はい、昨年度まで事務局を預かっていました古里でございます。

代替橋については、今お話がありましたとおり、県がする場合の状況については、参考資料2の33ページから35ページにかけて、県としての考え方をすでに御報告させているという状況です。34ページ、35ページについては、皆さんが疑問に思っておられる管理橋について、法的には反射的利益というのですが、これは大変分かりにくかったので、分かり

やすく説明するための資料としてそこに付けております。そういう状況でございます。

そういう状況の中で、35ページの対応方針というところで、法的には難しいのですが、やはり地元の皆さんの御要望等を重く受け止め、関係者の御理解と御協力のもと、今後の荒瀬ダム撤去に向かう地域課題解決のために最大限努力するという方針をここに示しているわけでございます。

更に申し上げますと、参考1として書いておりますが、先程出ておりました消防水利の関係でございます。参考1に関係法令を記載しています。消防法の規定でございます。法律で定められた規定としては、「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする」という法的な位置付けでございます。

いわゆる市町村の義務というふうになっているわけですが、私どもは地元の皆さんの御意見を受けて、段階的に県として、企業局としてできることをやってきているという状況です。

それから、更に申し上げるなら、荒瀬ダム撤去につきましては、地元からの意見・要望として、先程、元村委員の話にもございましたが、旧坂本村の当時の村長、村議会議長からの要望書には、荒瀬ダム撤去に向けての課題について、3行目、4行目、下線を引いておりますが、国・県・市町村それぞれの視点で捉えて、それぞれの立場で対応するというような、いわゆる一緒になってやっていくのだというような精神、それから、同じように、平成18年12月に当時の坂田市長の要望書ということで出てきております。そこにも同じような趣旨が盛り込まれているということでございます。

私どもが代替橋について申し上げたのは、県がする場合については、こういう状況で中々難しいということをお話ししました。では、八代市からの要望書にある「地元の足の確保」ということであれば、地元自治体のお話にもなるのではないかとということで、八代市としてはどうなのか。協議会の御意見、多数の御意見としては、県と市が協働し、市がやる場合の状況についてきちんと協議を行えということです。

そういう状況の中で、前回もそうでありましたが、中々この協議会の中で結論めいたものをお話しするような状況にないということをお話しして、「もっとしっかりやれ」というお叱りをずっと受けているというような状況と理解をしております。

ですから、今お話がありましたように、県としての考え方は出ているけれども、最終的な代替橋に対する対応、結論というものは出ておらず協議中である、県と市において協議中であるということです。

それから、あえて言わせていただきますと、大変大きな問題でございます。市の事務局においても大変苦勞されていると感じております。私どもも県としての一定の決定、結論を出すのに大変時間がかかりました。そして、今、市内部での協議の中で話が進んでいると思っています。私どもは、「その協議の中に参加してもいいです」というようなことも話しておりますし、最大限努力しながら、市の何らかの結論、御意見をいただけるように今頑張っているという状況です。

村田座長)

これまでの流れでいくと、県としての考えを今話した部分があるのですが、「足の確保と

ということで、何らかの知恵が出せないでしょうか」と、皆さん方の「是非代替橋がいるのだ」という御要望までここで没却することはできません。あるいはこの場で議論することそのものも、結論を出して、「もう、ここで結論が出たから、この協議会ではもう話もしません」とするようなものでもありません。

そういう意味では、「何らかの知恵出しができるだろうか」というような、「汗かきをしましょう」ということを私は何回か前にお話をしたつもりであります。

ただ、県としてうんぬんということで話をすれば、今話があったように、非常に難しい状態に陥っていることも確かで、何らかの知恵が出てないということも、実は確かなのです。

ですから、そこは今、古里委員からありましたように、もう少し県と市のそういうやり取りを、先程の降り道の話も含めて、ポートハウスもそうですけど、やり取りをさらに深める必要があると思います。この協議会の中では、引き続き、今のような御意見を出し合っていたきながらいきたいと思いますが、非常に難しい状況にあることは間違いありません。

私は1回目にお話ししたつもりなのですが、**「では、その話はもう結論が出ていますから、我々はテーブルに着きません」ということは、我々はそれはできません。少なくとも撤去に絡んで色んな問題を総合的に進めながら、皆さんの御意見を出していただきながら進めたいという、この場をまずは維持・継続していきたいという思いが、実はこれまではありました。**

ただ、話の進捗の中で、今、特にポートハウスとか、降り道とか、あるいは親水の話にしても、先程、企業局からあったように、ダム**の撤去というものをさらに超えた形で、国交省辺りと交渉しなければいけない部分も出てきていますので、そういう意味では話を更に深めていくようなことが、私たちに今求められているのかなということ**を、今日思いました。

時間の関係もありますので、宮尾委員の方から広域本部として何か補足があれば、少しいただければと思います。

宮尾委員)

はい。広域本部長の宮尾でございます。

私どもの直接の関係は地域交通ということで、この席に居ると理解しておりますが、道路関係につきましては御案内のとおり着実に進めさせていただいております。また、地元の皆様方の御意見を伺いながら、工事を今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、全般的な地域振興につきましても、私どもも八代市それから企業局とともに、調整し、地元の皆様方のお話を伺っていきたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

村田座長)

はい。それと今日の御意見、若干、私どものやり方についての資料を叩いていただくような御意見が多かったような気がするのですが、今日出た御意見を踏まえて、顧問の先生方から何か御意見があれば賜りたいと思います。



高野顧問)

はい、県会議員の高野洋介と申します。

先程から皆様方の御意見を伺い、今回第9回ということで、私も1回目から参加をさせていただいております。御意見を伺っておりますけれども、先程、副知事の方から、荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組みと、また、別の視点で取組んでいかなければいけないというお話がありましたが、私も同感しております。

坂本が今抱えている一番の問題というのは、私は少子高齢化だと思います。

若い人が生活するにしても中々仕事がない。だから外に出ていく。だから地元に残らないということで私は今、坂本に対して非常に危機感を持っています。

限界集落等も大変増えてきてまして、10年先、20年先を見たときに、私は人がいなくなる地域が、坂本にはいくつか出てくるのではなかろうかと懸念しております。

私は少し提案をさせていただきますけれども、皆様方、今までボートハウスとか降り道という話がありましたが、これはあくまで目的ではないのです。目的は先程、御意見が出たように、球磨川でいかに親しんで遊べるか、いかにしてみんなでワイワイ賑やかな球磨川を造るかということが一番大切だと思っていますので、もし、よろしければ、次の節目の第10回協議会では、いろんな具体的な提案をしていただきたいと思うのです。例えば、他所の地域で、こういう町で、こういうところで、こういう団体に子供達と一緒に川遊びをするような取組みがあっているとか、色んなことを私は出すべきではないかと思っています。

ボートハウスにしても、井戸水とか、簡易水道とかを引っ張ってくるのが目的ではないのです。これから先が非常に大事なことでありますので、そこを私は是非提案したいと思っています。

と言いますのも、委員の皆様方はそれぞれ地域を代表される方です。また、団体を代表される方々でございますので、皆様方の御意見を私は企業局だけで判断することは、非常に難しい問題があると思っています。地域の振興には、地域振興分野の専門もいらっしゃいます。いろんな分野の専門がいらっしゃいますので、第10回からは少し皆様方の意識も少し幅広く持っていただいてもいいのではないかなと思っています。

その証拠に資料2-2の一番下の方に上記要望への対応状況といたしまして、対応中・予定が14カ所、検討中が1カ所、対応困難が1カ所ということで、大体、今まで出てきた議論は解決済か、また、解決予定というのが大半でございます。そこを踏まえて第10回目からは、もう少し違う視点で、是非とも私はやっていただきたいなと思っています。

これは、県にもお願いをしたいのですけれども、今日はおそらく企業局と振興局を中心に来ておられますが、よければ地域振興の分野や色んな分野の班長辺りを是非参加をさせていただきまして、幅広い視野で議論をしていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

村田座長)

今の高野先生の御意見も踏まえてどうぞ。はい。

磯田顧問)

はい。県議の磯田です。今高野先生がおっしゃったとおり、全く私も同じような考えを持っています。

先程森下委員の方から、坂本地区の高齢化率が50%を超えたということで、その先にはどういことが起きてくるかということですが、限界集落という言葉はちょっと失礼かと思えますけれども、実はある人から「いや、磯田さん、ここは限界集落ではないですよ。もう消滅集落です」と言われて、実はショックだったわけなのですからけれども、このダム撤去をめぐる背景には、こういう中山間地の大きなこの産業構造の変化の中で林業が衰退していったと、以前、「坂本の山を1反切ると平野部の1町を買うことができる」ということも聞いていたわけですからけれども、こういう高齢化、若い人がいないというのは、やはり高野先生がおっしゃったとおり、ここに産業を興すためには、ここで一番ポテンシャルが高いのはやはり林業ですから、林業をいかにして復興するか、そのための視点というのを背景に持たないと、ダム撤去した後に何が残るかというと考えれば、非常に怖い面があります。

ですから、これから先の我が国全部に共通する問題だと思えますけれども、中山間地の振興をどう図っていくかというのは、やはり、伐採コストを下げるとか林道をたくさん作るとかということもあります。

先程、ボートハウスのこともありましたけれども、球磨川を一つの観光資源として人吉・球磨と連携する。私の娘はラフティングをしているのですが、年間多分3万人ぐらいやっています。人吉・球磨の方にはそういうスポーツがあるそうです。私は、ラフティングの経験はないのですが、そういったものを通してボートハウス、そして坂本地区の観光の1つの拠点になればいいなと思います。

あるから使うということもありませんけれども、そういった坂本の資源をどう理解していくかという中で、そして、最終的には、このダム撤去が起爆剤となって坂本の人口減少を緩やかにするとか、止めるとかそういうことで豊かな社会を構築できる一つの大きなチャンスと思えば、そういう前向きな議論というのがあっていいのかなと思います。私達も高野先生と一緒に、この中間山地の振興というのを県に対しても強く主張してまいりたいと考えました。

村田座長)

はい。どうぞ。

亀田顧問)

亀田です。熱心な議論、大変御苦労様です。

今、お二方から地域振興、地域活性化に向けての話をという意見がありました。大変感謝いたしたいと思っております。

と言いますのは、前回の6月市議会の一般質問で、「坂本が荒瀬ダム撤去を求めた根底にあったのは地域の活性化というのがありました。どうにかして地域を活性化したいという思いから、荒瀬ダム撤去を求めたのです。だから、私は地域活性化というのは、最大の地域課

題だと思っています」ということを申し上げまして、この場に取り上げていただきたいというようなお願いをしたばかりだったものですから、図らずもお二方の県議からそのようなお話をさせていただくことに対しまして、大変感謝申し上げる次第です。

どうか皆さんのお力を拝借いたしまして、坂本の活性化ということも、是非この議論のテーブルに乗せていただいて、御検討いただければと思っております。よろしく申し上げます。

村田座長)

はい。ありがとうございます。その他に特に御発言がありませんでしょうか。

元村委員)

よろしいですか。

村田座長)

はい。

元村委員)

最初に説明がありました導水管の埋め戻しのことで、安全性という視点からお尋ねします。まず、現状での作業から考えて、振動とか衝撃とか、そういったことで隧道の構築物などが崩落するという心配がないかどうか。

それから、もう一つ、みお筋部の発破作業のときの衝撃、そういったことで、隧道が弱まったり、崩落の危険性がないかどうか。

もう一つは、お願いですけれども、埋め立ての期間中、そういう崩落の危険がないかどうかということを点検する仕組みを作っておくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

村田座長)

事務局、答えてください。

事務局)

まず、崩落の危険性について、今お話がありましたように、発破も使うようにしております。実は、隧道だけではなくてJRのトンネルも横に走っております。こちらについては、前回発破を使用した際にも、中でJR職員の方に調査をしていただいておりますし、企業局の方も調査を進めておりますが、全く影響はなかったとJRからもお聞きしております。実際の振動データ、それから騒音データ等は規定値内に収まっておりますし、変動も起きておりません。

今後も隧道の中については、発破の前後に調査と同時に測定を行いながら、現地の異変等について観察をしながら、安全性をきちんと確保して工事を進めてまいることとしております。

村田座長)

よろしいですか。

先程の顧問の先生方の御提案についてですが、私の座長としての考え方を少し申し上げたいと思います。

やはりこれまで9回という時間を経過してきた中には、やはりそれなりにこの9回までの意味は意味としてあったと思います。

やはり物事を、先程、卵と鶏の話がありましたけど、それを解決するためにはもう少し大局といいますか、根本に戻るようなことを考えないといけないのではないかと。地域振興あるいは活性化、そういうものも含めたうえで、このダム撤去という手段の先にある、このエリアの振興策をどうするのか、もっと根本で言うと、少子高齢化の影響を一番受けているこの地域についてどうするのかという、そういう大局論議をやれという御指示だと思います。

確かにこの協議会が9回という流れの中で、ある意味そういう局面をやはり求められている時期かなというふうに思います。事務局の方で、次回のあり様について少し整理、あるいは具体的な御意見を事前に求めるとか、色々そういうやり方、あるいは参加メンバーを少し工夫するとか、そのようなことを少し考えて、また、改めて御相談しながら、次の会に繋げたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

一同)

はい。

村田座長)

そういう意味では御指摘はごもっともなところがあって、降り道の話が出るとボートハウスの話が出て、ボートハウスの話が出ると水道の話が出てという、それを先程私はところどころと言ったのですが、そういう意味では、地域として求めるものをもう少し議論する中で、この問題を解決していくことが、結局、降り道1つを作るにしても、国交省に対する言い方といいますか、そういうものが出てくるのだと思いますので、少しそういう御提案をしてみたいと思います。

ただ、全ての機能をこの地域対策協議会に全部合わせ持たせる方が良いのかどうかも含めて少し整理をしたいと思います。

今後、この協議会は、6年間というスパンで工事に掛かりますので、その間は是非この会で意見を出しながら行きましょうということに来ておりますので、そのことも念頭に置きながら、今の御提案を含めた発展形の第10回がどうなるかということで、皆様にまた、御相談させていただきます。

そういうことで、次の会に一応繋ぐということで今日は閉めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

一同)

はい。

村田座長)

課題も残っております。残っておりますので、それなりに引き続きさせていただきますが、事務局からその他の補足があればお受けしますが、よろしいですか。

事務局)

はい。今御提案いただきましたので、市の方とも協議して地域振興面も含めまして検討してまいりたいと思います。以上です。

村田座長)

私の言葉の中でも漏れておりましたが、八代市の方とも、十分そこら辺は話をさせていただきます。我々も提案型でいきたいと、前に進む形でやりたいと思いますので、市長にもそのようにお伝えいただければと思います。

八代市 永原副市長)

はい。

村田座長)

それでは、以上で今回の協議会は閉じたいと思います。10回目に繋いで、また、新たな形の御相談をしながら、やらせていただきますので、よろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。

〈以 上〉